

名寄市議会政務活動費の交付に関する規則

平成18年3月27日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年名寄市条例第10号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に属さない議員は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった各会派及び会派に属さない議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び会派に属さない議員に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び会派に属さない議員は、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支及び活動報告書の写しの送付)

第5条 条例第7条第1項に規定する政務活動費に係る収支及び活動報告書は、政務活動費収支及び活動報告書（様式第6号）とする。

2 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された政務活動費に係る収支及び活動報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に属さない議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整し、これを政務活動費の支出を行った日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成25年3月4日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の名寄市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月26日規則第40号）

改正

令和元年5月1日規則第1号

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第10号）

改正

令和元年5月1日規則第1号

この規則は、令和元年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日か

ら施行する。

附 則（令和元年5月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

名寄市長 様
（名寄市議会議長経由）

会派名（呼称）
代表者名（議員名）

政務活動費交付申請書

名寄市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称（呼称）
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名（議員名）
- 4 経理責任者名（議員名）

5 所属議員数 人（ 月 日現在）

6 交付申請額（ 年度分）

円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

名寄市長 様
（名寄市議会議長経由）

会派名（呼称）
代表者名（議員名）

政務活動費交付変更申請書

名寄市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動の内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称（呼称）			
代表者名（議員名）			
経理責任者名（議員名）			
所属議員数			
交付申請額	円	円	

※ 所属議員数の異動

加	退
入	会

年 月 日

名寄市長 様
（名寄市議会議長経由）

会 派 名
代表者名

会 派 解 散 届

名寄市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

第 年 月 日
年 月 日

様

名寄市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、名寄市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額

円

年 月 日

名寄市長 様
（名寄市議会議長経由）

会 派 名（呼 称）
代表者名（議員名）

政務活動費交付請求書

年 月 日第 号で交付決定の通知を受けた政務活動費について、名寄市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 金 円
ただし、 年度分
- 2 交付の基準日における所属議員数 人

年 月 日

名寄市議会議長 様

会派名(呼称)
 経理責任者名(議員名)

年度政務活動費収支及び活動報告書

名寄市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり
 年度政務活動費収支及び活動報告書を提出します。

記

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要望・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 円

4 活動報告書別紙

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。